



2017年12月14日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

【国内初】販売代金の入金遅延を初日から補償する 国内取引信用保険『BCP 特約』の開発

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、取引信用保険の新たな特約として、販売代金の入金遅延（延滞）を初日から補償する『BCP※特約』を開発し、12月から本格販売します。

※BCP（Business Continuity Plan）とは、事業継続計画の略称です。

1. 背景

- ・国内の企業倒産件数は、2016年が8,164件と7年連続で前年を下回り、低水準で推移しています（帝国データバンク全国企業倒産集計 2016年報による）。一方で、中小企業庁が公表している「中小企業景況調査」によると、中小企業の資金繰りDI※は、依然としてマイナス圏にあり、資金繰りに窮している中小企業は多く存在していると考えられます。

※DI（ディフュージョン・インデックス）とは、全国の中小企業約19,000社に行っている「中小企業景況調査」において、資金繰りが前年度と比べて好転したと回答した企業の割合から悪化したと回答した企業の割合を差引いた値をいいます。マイナスのDIは、資金繰りが悪化したと回答した企業の割合が多いことを表しています。

- ・これまで損保ジャパン日本興亜では、企業が取引先からの販売代金を回収できない場合に保険金をお支払いする取引信用保険を販売してきましたが、保険金をお支払いするのは、取引先の倒産などに限定されていました。
- ・このたび、「取引先が倒産しなくても、入金遅延があった場合には資金繰りに支障が生じる」というお客さまの声にお応えし、入金遅延が発生した段階で保険金を受け取れる国内初の特約を開発しました。

2. 取引信用保険『BCP 特約』の概要

（1）「取引信用保険」とは

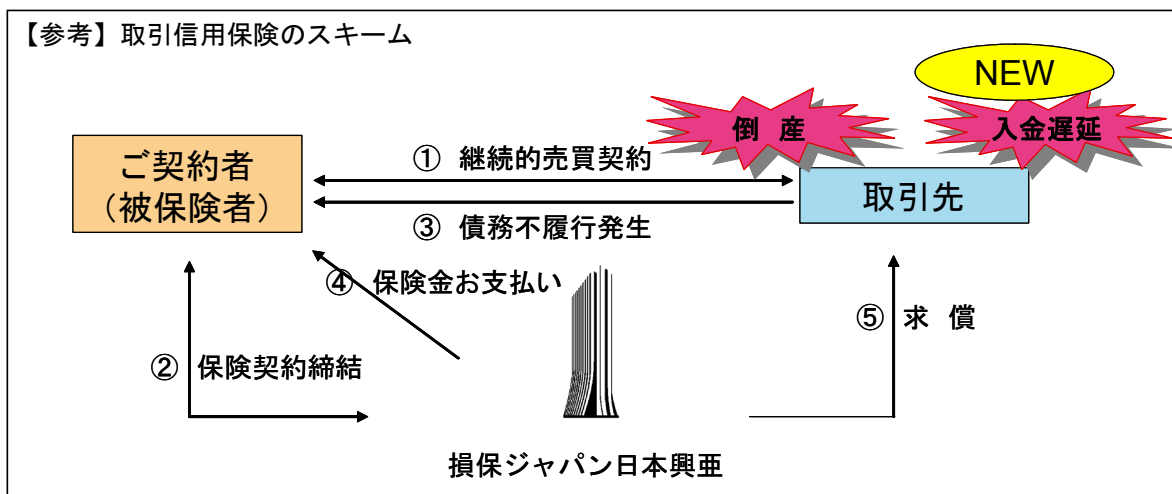
取引先の倒産などにより、ご契約者（被保険者）に対する販売代金の支払債務を履行できなくなった場合に、ご契約者（被保険者）が被る損害を補償する保険です。

（2）『BCP 特約』の概要

「取引先が倒産した場合」とする保険金支払条件に加え、支払期日までに販売代金が支払われなかった場合にも保険金をお支払いする特約です。

(3) 特長

『BCP 特約』を付帯いただくことで、販売代金の入金遅延が発生した場合、支払期日の翌日から保険金をご請求いただけます。保険金の請求手続が完了後、通常 3 営業日後に保険金をお受け取りいただくことが可能になるため、入金遅延による資金繰りの悪化を防ぐことができます。



3. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、本特約のご提供を通じて企業の資金繰りをサポートし、経営の安定化を後押ししていきます。

以上